関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十二年度の初日から平成二十二年五月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	○トン
三	○・五六トン
四	二、三四九トン
五	四トン
六	一トン
七	二・七五トン
八	○トン
九	四、一七五トン
一〇	三三九トン
一一	三五〇トン
一二	一三、一八八トン
一三	八五四、九九四トン
一四	二三六、五二〇トン
一四の二	八一、四一一トン
一五	五六トン
一六	七七六トン
一七	一三、七八〇トン
一八	一、六一四トン
一九	一〇九トン
二〇	一七トン
二一	五、八四四トン
二二	三八八トン
二三	三〇六トン
二四	五トン
二五	○トン
二六	一〇二トン
二七	六四一トン
二八	○トン
二九	一二九トン

○財務省告示第二百十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十二年度の初日から平成二十二年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十二年六月三十日

財務大臣　野田　佳彦

平成二十二年度の初日から平成二十二年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　三万七千四百八十四トン

二　冷凍牛肉　四万二千七百七十六トン

○財務省告示第二百十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十二年度の初日から平成二十二年五月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十二年六月三十日

財務大臣　野田　佳彦

平成二十二年度の初日から平成二十二年五月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　十二万六千四百六十六トン

二　生きている豚及び豚肉等　十二万六千四百七十三トン

○財務省告示第二百十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六第七項及び第二二項に係る物品についての平成二十二年度における輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税の発動日を次のように告示する。

平成二十二年六月三十日

財務大臣　野田　佳彦

平成二十二年七月一日

○国税庁告示第十九号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月三十日

国税庁長官　加藤　治彦

別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人茨城エヌ・ピー・オー・センター・コモンズ	茨城県水戸市梅香二丁目一番三九号茨城県労働福祉会館二階	斎藤　義則	平成二十二年七月一日から平成二十七年六月三十日まで
特定非営利活動法人黄河の森緑化ネットワーク	兵庫県神戸市中央区下山手通二丁目一番十一号神戸華僑会館	石　嘉成	平成二十二年七月一日から平成二十七年六月三十日まで
特定非営利活動法人コスモスとよた	愛知県豊田市寿町二丁目一四番地一	市川　睦美	平成二十二年七月一日から平成二十七年六月三十日まで
特定非営利活動法人地球市民の会	佐賀県佐賀市高木町三番一〇号	山下　雄司	平成二十二年七月一日から平成二十七年六月三十日まで
特定非営利活動法人飛んでけ車いすの会	北海道札幌市中央区北五条西六丁目二番地	柳生　一自	平成二十二年七月一日から平成二十七年六月三十日まで
特定非営利活動法人長崎在宅Ｄｒ．ネット	長崎県長崎市馬町二一番地一	藤井　卓	平成二十二年七月一日から平成二十七年六月三十日まで
特定非営利活動法人長野犯罪被害者支援センター	長野県長野市大字南長野字幅下六九二番地二号	宮崎　忠昭	平成二十二年七月一日から平成二十七年六月三十日まで
特定非営利活動法人日本雲南聯誼協会	東京都新宿区市谷左内町二一番一三号	初鹿野恵蘭	平成二十二年七月一日から平成二十七年六月三十日まで
特定非営利活動法人日本ハビタット協会	東京都千代田区麹町一丁目一二番地ふくおか会館一階	中村　徹	平成二十二年七月一日から平成二十七年六月三十日まで
特定非営利活動法人ファミリーハウス	東京都千代田区東神田二丁目四番一九号	江口八千代	平成二十二年七月一日から平成二十七年六月三十日まで

二　別表特定非営利活動法人平和のための戦争メモリアルセンター設立準備会の項中「平成二十二年六月三十日」を「平成二十七年六月三十日」に改める。